平成２２年（フ）第１５９０号
神奈川県大和市つきみ野８丁目14番地３　つきみ野スカイハイツ605号
債務者　伊倉　靖雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９１号
神奈川県大和市つきみ野８丁目14番地３　つきみ野スカイハイツ605号
債務者　伊倉　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０号
岡山市北区庭瀬968番地74
債務者　吉國　房子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８号
岡山県和気郡和気町岩戸858番地
債務者　中西　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８号
岡山市北区北長瀬表町３丁目９番20号　エスポアール北長瀬305号、住民票上の住所岡山県津山市押入294番地13
債務者　廣田　健一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
熊本県山鹿市下吉田883番地
債務者　長谷川輝也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１４９１号
神奈川県大和市中央７丁目15番８号　ウィン大和101号
債務者　和田　恭亮
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１号
石川県加賀市山代温泉カ49番地１　ＫＫマンション210号室
債務者　鈴木はるみ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１１９号
静岡県富士市松岡1805番地の54　市営住宅四丁河原団地Ｄ－205号、住民票上の住所静岡県富士市桑崎299番地の101
債務者　杉本　　寿
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５０号
静岡県富士市中里298番地の１　ガーデンコートＫ　Ｂ－202号、前住所静岡県富士市伝法2501番地の９グリーンパレスフジⅠ－101号
債務者　山本靖子こと　周　　叅喜
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５７号
静岡県富士市津田206番地の７コーポラス光和301
債務者　井出　智子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１００９９号
東京都練馬区練馬４丁目５－11－205
債務者　粟林　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１２６号
神奈川県綾瀬市落合南４丁目27－１－205
債務者　白井　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１３７号
東京都江東区亀戸７丁目57－12－907
債務者　藤原　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１３８号
東京都江東区亀戸７丁目57－12－907
債務者　藤原美奈子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部